

2021年5月25日
住友生命保険相互会社

出勤者数の削減に関する実施状況

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

当社では、政府「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、生命保険事業が社会の安定維持の観点から、「必要業務の継続を最優先とする」対象に位置付けられていることを踏まえ、お客さまと当社職員の感染防止に努めながら、保険金・給付金のお支払いを始めとするお客さま対応業務を継続しております。

【当社職員における感染防止の取組み】

- ・出勤前の検温実施、体調不良時の自宅療養（休暇取得）
- ・職員やオフィスの衛生面強化（手洗い、うがい、咳エチケット、アルコール消毒等）
- ・在宅勤務、時差出勤（オフピーク通勤）の推進
- ・社内研修・会議等におけるテレビ会議システムの活用
- ・お客さま訪問前の訪問可否確認の徹底

また、当社では、在宅勤務等の活用により出勤者数の削減に取り組んでおりますが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、出勤者数の削減状況の公表についての要請がなされたことを踏まえ、現時点における状況を以下のとおりお知らせいたします。

まん延防止等重点措置の発出以降、本社部門では、保険金・給付金のお支払いを始めとしたBCP関連業務に従事する職員を除き、出勤率7割削減を目標に在宅勤務へのシフトならびに時差出勤（オフピーク通勤）をこれまで以上に推進した結果、現時点の出勤者数は73%の削減（※）となっております。

※4月26日（月）から5月20日（木）までの在宅勤務および時差出勤（オフピーク通勤）の実績。また、保険金・給付金のお支払いを始めとしたBCP関連業務に従事する職員を除きます。

また、営業職員については、お客さま訪問前の訪問可否確認の徹底に加え、モバイルワークを一層推進し、ビジネスチャットツールやWeb面談ツールの導入、Webによるご契約申込みの開始等、非接触の営業体制も整備することで、お客さまおよび職員の感染防止に努めております。

以上